

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ばばがれい固定式刺し網漁業	15 隻	15 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 74 度 3, 850 メートルの点 点イ 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 75 度 30 分 4, 750 メートルの点 点ウ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位 94 度 30 分 4, 500 メートルの点 点エ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 91 度 4, 550 メートルの点 点オ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 101 度 30 分 3, 750 メートルの点 点カ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位 94 度 30 分 3, 700 メートルの点	2 月 1 日から 3 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 上北郡六ヶ所村大字泊に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 12 月 1 日から 令和 8 年 1 月 9 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用できる刺し網は 1 ケ統あたり全長 600 メートル以内のものとし、敷設できる漁具の数は 1 隻 2 ケ統までとする。 (2) 漁具の目合は、121 ミリメートル (4 寸) 以上とし、重ね網を使用してはならないこととする。 (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した標識を付け、水面 1.5 メートル以上の高さに掲げることとする。
ばばがれい固定式刺し網漁業	8 隻	10 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 物見崎灯台中心点から真方位 50 度 4, 950 メートルの点 点イ 物見崎灯台中心点から真方位 58 度 5, 700 メートルの点 点ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 116 度 5, 300 メートルの点 点エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 122 度 4, 200 メートルの点	2 月 1 日から 4 月 30 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 12 月 1 日から 令和 8 年 1 月 9 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 施網できる漁具は 2 カ統以内とし、1 カ統の長さは 600 メートル以内とする。 (2) 網の目合は 4 寸以上とし、重ね網を使用してはならない。 (3) 漁具の敷設中は、両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの標識を付け、船名及び許可番号を記載しなければならない。

ばばがれい固定式 刺し網漁業	2隻	10トン未満	定めなし	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。</p> <p>点ア 物見崎灯台中心点から真方位50度4, 950メートルの点</p> <p>点イ 物見崎灯台中心点から真方位58度5, 700メートルの点</p> <p>点ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位116度5, 300メートルの点</p> <p>点エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位122度4, 200メートルの点</p>	2月1日から 4月30日まで	<p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>1 下北郡東通村大字小田野沢に住所を有する者</p> <p>2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>	令和7年12月1日から 令和8年1月9日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和8年2月1日から令和8年4月30日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 施網できる漁具は2カ統以内とし、1カ統の長さは600メートル以内とする</p> <p>(2) 網の目合は4寸以上とし、重ね網を使用してはならない</p> <p>(3) 漁具の敷設中は、両端に水面上1.5メートル以上の高さの標識を付け、船名及び許可番号を記載しなければならない</p>
-------------------	----	--------	------	--	-------------------	---	---------------------------	---